

**「国民健康保険 高齢受給者証」と 「後期高齢者医療 被保険者証」を 更新します**

70歳以上の方を対象とした国民健康保険高齢受給者証と、75歳以上の方(一定の障がいがあると認定された65歳以上の方を含む)を対象とした後期高齢者医療被保険者証を7月中旬から下旬にかけてお送りします。更新に合わせて、平成24年度の市・都民税の課税所得に際して、医療機関などの窓口での負担割合の見直しを行います。

負担割合が「3割」の方へ

市・都民税の課税所得が145万円以上の方や同一世帯に同じ保険に加入している3割負担の70歳以上の方がいる方は3割負担となります。

負担割合が3割と判定された方でも、同一世帯の70歳以上の方の収入合計が次の場合、申請により1割となる場合があります。

\*1人の場合 383万円未満  
\*2人以上の場合 520万円未満(国民健康保険高齢受給者証の方は、例外もあります)

**入院時などの各種認定証の交付**

入院したときや高額な外来診療を受ける際に窓口負担が減額される「限度額適用認定証」などの各種認定証の交付には、申請手続きが必要です。

**国民年金保険料の納付が困難な方へ**

国民年金保険料の納付が困難な方のために、次のような制度がありますのでご利用ください。

保険料免除(全額免除・一部免除)制度 所得が減ったり、退職(失業)で保険料を納めることが困難なとき、本人、配偶者、世帯主の前年所得が基準額以下であれば、申請をして認められると全額免除(保険料の全額が免除)か一部免除(保険料の一部が免除)になります(表)。

国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の納付が困難な方のために、次のような制度がありますのでご利用ください。

保険料免除(全額免除・一部免除)制度 所得が減ったり、退職(失業)で保険料を納めることが困難なとき、本人、配偶者、世帯主の前年所得が基準額以下であれば、申請をして認められると全額免除(保険料の全額が免除)か一部免除(保険料の一部が免除)になります(表)。

退職(失業)による特例  
平成23年3月31日以降に退職(失業)した方は、前年所得が基準額を超えていても保険料免除の対象となる場合があります。

若年者納付猶予制度 世帯主の前年所得が基準額を超えるため保険料免除の対象とならない30歳未満の方は、本人と配偶者の前年所得が全額免除の基準額(表)以下であれば、申請をして認められると保険料の納付を先に延ばすことができます。

平成23年度分の免除制度の申請期限は、7月31日(火)です(毎年度、申請が必要)。

一部免除が認められた方は、納めることが必要な保険料を納めない場合、免除になりません。

申請をして認められた全額免除と若年者納付猶予の期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます(追納)。

持ち物 年金手帳、はんこ  
退職(失業)による免除

表 免除対象となる所得の目安(平成24年度)

免除区分	全額免除	一部納付		
		1/4納付 (3/4免除)	半額納付 (半額免除)	3/4納付 (1/4免除)
世帯構成				
4人世帯 (夫婦、子ども2人)	162万円以下	192万円以下	232万円以下	272万円以下
2人世帯(夫婦のみ)	92万円以下	116万円以下	156万円以下	196万円以下
単身世帯	57万円以下	78万円以下	118万円以下	158万円以下

申請の方: 雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証(コピー可)、公務員の方は退職辞令(コピー可)

申請・問合せ  
保険年金課年金係  
五日市出張所(申請のみ)  
青梅年金事務所(0428・30・3410)

**国民年金受給権者 所得状況届の 提出をお忘れなく**

20歳前のけがや病気が原因で障害基礎年金を受けている方に、日本年金機構から「国民年金受給権者所得状況届」が送付されます。所得状況届に必要な事項を記入し、提出してください。障がいの程度を確認する必要がある方には、診断書付き所得状況届が送付されますので、医師の診断を受けてから提出してください。

所得状況届は大切な届出です。提出が遅れると年金が一時止まる場合がありますのでご注意ください。年金を受け始めてから1年未満の方には、所得状況届はお送りしていません。

提出先  
保険年金課年金係  
五日市出張所  
提出期限 7月31日(火)  
問合せ  
青梅年金事務所(0428・30・3410)

**市長コラム No.46**

季節はずれの台風が日本列島を縦に通り抜けて行きました。当日は被害に対応するため、消防団の幹部をはじめ、市の防災担当者は風雨が収まる深夜まで市役所の防災センターに詰めていました。

台風の強風で倒木などの被害が29件ありましたが、幸い人的被害など大きなものはなく、ひとまず安堵したのですが、実りかけた名物の東京トウモロコシが吹き倒されているのが目につきました。市民の誰もが楽しみにしていたおいしい旬の食べ物です。大きな被害にならないことを念じながら、これからの台風シーズンに思いを巡らせました。

自然現象は起こるべくして起こる地球の生命活動と言えます。自然なるものに私たちに豊かな恵みを与えてくれるばかりではありません。

季節はずれの台風が日本列島を縦に通り抜けて行きました。当日は被害に対応するため、消防団の幹部をはじめ、市の防災担当者は風雨が収まる深夜まで市役所の防災センターに詰めていました。

台風の強風で倒木などの被害が29件ありましたが、幸い人的被害など大きなものはなく、ひとまず安堵したのですが、実りかけた名物の東京トウモロコシが吹き倒されているのが目につきました。市民の誰もが楽しみにしていたおいしい旬の食べ物です。大きな被害にならないことを念じながら、これからの台風シーズンに思いを巡らせました。

自然現象は起こるべくして起こる地球の生命活動と言えます。自然なるものに私たちに豊かな恵みを与えてくれるばかりではありません。

**白井 孝**

あきる野市長

市民としてもう一度、地域力の担い手としての自分の位置を考えてくださるようお願いいたします。

手続きとなりますが、複数国籍世帯のうち日本人住民のみが住所変更する場合、五日市出張所でも手続きができます。

問合せ 市民課市民窓口係・戸籍係

**市議会本会議の様をインターネット(録画)で配信中!**

現在、6月定例会の本会議の様を配信中です。市ホームページの「あきる野市議会」から「本会議録画中継」を検索してご覧ください。

問合せ 議会事務局



市では各町内会・自治会の防災力強化に向けた取組

を推進するため、平成23年度から地域防災のリーダーとなる人材の育成に取り組んでいます。年5回程度の専門講習や訓練を受け、町内会・自治会から推薦を受けた方を「あきる野市地域防災リーダー」として登録します。第1回目の講習会を開催しますので、参加者を募集します。

日時 7月28日(土) 午前10時~正午  
場所 秋川ふれあいセン

ターふれあいホール  
内容 地域防災活動の取り組み方や災害図上訓練、防災リーダーに関する講演  
講師 瀧本浩一氏(山口大学大学院准教授、特定非営利活動法人ぼうぼうネットワーク理事長)  
対象 町内会・自治会の役員経験者や消防団OB、消防職員、警察職員、防災士などで、自らリーダーとして活動できる市民

住民基本台帳カードの継続使用と外国人住民の住所変更について

定員 170人  
費用 無料  
申込み方法 7月13日(金)までに、電話か直接申し込んでください。  
申込み・問合せ 地域防災課防災安全係

7月9日(月)に「住民基本台帳法の一部を改正する

法律」が施行されます。住民基本台帳カードの継続使用について、今までは、お住まいの市町村から他の市町村へ住所を移した場合は、住民基本台帳カードの継続使用ができませんでしたが、7月9日から、継続使用ができるようになります。なお、あきる野市では、他の市町村に住所を移す場合や他の市町村から住所を移す場合、継続使用の

